

# 第34回生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会 会議録

日 時 平成21年6月4日（水）午後4時00分～午後6時00分

場 所 生駒市役所 401会議室

出席者（敬称略）

委 員 下村敏博、風間規男、井上正二、井上直紀、城山英章、  
谷中重紀、出口隆司

実施機関 国保年金課長 松本裕孝、同課国保係長 寺西智明、  
市民税課長 杉本 勉、同課長補佐 小畑佳昭

事務局 総務課長 中谷充隆、同課長補佐 堀本慎一、同課情報統計  
係長 市川 豊

- 配付資料
- 1 レジюме
  - 2 委員名簿
  - 3 特定健診等データ管理システム等とのオンライン接続について  
（報告案件：国保年金課）
  - 4 個人住民税における公的年金からの特別徴収制度の導入（案）  
に係るオンライン結合について（報告案件：市民税課）
  - 5 平成20年度情報公開及び個人情報保護制度運用状  
況（概要）

- 議 題
- 1 開会（委員紹介）
  - 2 報 告 案 件
    - (1) 特定健診等データ管理システム等とのオンライン接続につい  
て（国保年金課）
    - (2) 個人住民税における公的年金からの特別徴収制度の導入（案）

に係るオンライン結合について（市民税課）

### 3 その他

平成20年度情報公開及び個人情報保護制度運用状況について

### 4 閉 会

※ 議題2（報告案件）の所管課は国保年金課及び市民税課であるが、報告内容がオンライン結合に係る包括的諮問事項であるため、市のコンピュータシステムの運用管理について統括している情報政策課にも急ぎよ、出席を求めた。

#### 〔審議経緯〕

##### 1 開会（委員紹介）

○ 開会に先立ち、平成20年度審議会開催以後、委員の交代があったので、各委員の紹介を行った。

※報告案件に先立ち事務局より概要について以下の説明があった。

○ 今回、システムについては、包括的諮問事項（議答申個第26号）に該当するとして報告案件としていることを説明した。

まず、国保年金課の特定健診等データ管理システム等とのオンライン接続については、類型2の全国一律に処理することとされている事務で、オンライン接続により市民サービスの向上や負担の軽減及び必要な範囲内であるなどの条件を満たしており、セキュリティ対策についても適切な措置が講じられている。

次に、市民税課の個人住民税における公的年金からの特別徴収制度の導入に係るオンライン接続については、類型1の法令又は条例（以下「法令等」という。）に基づく事務で、オンライン接続により事務処理する

ことが規定されており、セキュリティ対策についても適切な措置が講じられている。

以上、両システムとも議答申個第 26 号の要件を満たしており、報告案件としているが、各システムの詳細については、所管課より説明を行った。

## 2 報告案件

### (1) 特定健診等データ管理システム等とのオンライン接続について（国保年金課）

- 国保年金課職員により特定健診等データ管理システム・保険者レセプト管理システム等における国保保険者ネットワークとの接続についての説明を行った。

[主な内容は次のとおり]

- 特定健診システムとは、いわゆるメタボリックシンドローム症候群から発生する疾病を早期に発見あるいは予防し、全般的な医療費の適正化を図るために実施する特定健診等の業務の効率化を目的として導入されました。一方、保険者レセプト管理システムとは、医療事務の合理化から、業務の一部を電子化したもので、いわゆるレセプトを電子化し業務の効率化を目的とするために導入されたものであります。また、両システムとも、同じネットワーク上で稼働しています。
- システムの構築とその稼働については、国保連合会及び中央会が中心となり実施し、そこに各保険者側（市町村等）が参加するという形になっております。

システム自体のセキュリティは、管理者側である国保連合会及び中央会で適切に確保されているとの報告を受けています。また、接続する生駒市側のパソコンについては、市のネットワークとは直接接続されてお

らず、専用回線を利用しており、そのセキュリティは確保されております。

[質疑]

Q システムの作成業者の選定は、入札等の方法により適切行われていますか、また、その業者名は。

A 業者の選定については、国保中央会が中心となって適切に行われたと聞いておりますが、具体的な業者名については知らされておりません。

Q システムの運用について、特に実際に作業する職員のパスワード管理は適切行われていますか。

A 本システムは、昨年6月から稼働しており、パスワードの管理は行っておりますが、より一層徹底した管理を行ってまいりたいと考えております。

Q 作業員の作業履歴等は確認できるのでしょうか。

A 具体的には、システムを管理しております国保連合会及び中央会側では可能です。

Q このようなシステムからの情報漏洩は、最終的な端末から行われることが多いように思いますので、職員に対する情報の取り扱いについて周知徹底していただきたいと思います。

A 再度、職員への周知徹底したいと思います。

(2) 個人住民税における公的年金からの特別徴収制度の導入（案）に係るオンライン結合について

○ 市民税課職員より個人住民税における公的年金からの特別徴収制度の導入に係るオンライン結合についての説明を行った。

[主な内容は次のとおり]

○ 公的年金からの特別徴収制度は、65歳以上の一定の基準を超える公的年金の受給者を対象とし、公的年金等に係る所得割及び均等割を天引

きする制度です。

- 徴収の方法については、上半期分（4月、6月、8月）の年金支給月毎に、前年度下半期（10月、12月、2月）の特別徴収額の3分の1を仮徴収し、下半期の年金支給月でその年の6月決定した年額から前期分天引き分を差し引いた額を下半期（10月、12月、2月）の3回で天引きすることになっております。また、今年度の場合は、上半期（4月、6月、8月）の年金支給分は納付書等での納付になり、天引きは10月から開始されます。
- 事務処理については、社会保険庁と市町村間に、エルタックスというシステムを介し、情報のやり取りを行うものです。
- エルタックスについては、社団法人地方税電子化協議会が運営しておりますシステムであり、その回線は、LGWANの回線を利用しておりそのセキュリティは確立されております。

[質疑]

Q エルタックスを利用するのは初めてですか。

A 住民税のデータをやり取りするのは、今回が初めてです。

現在47都道府県と政令市といくつかの市町村が利用されております。

Q 新たに公的年金から天引きをしようとする市町村は、エルタックスを利用する必要があるということですか。

A そうです。

Q 公的年金には、障害年金も入りますか。

A 障害年金は含まれませんので、個別で該当の皆さんには通知させていただいております。

Q 市役所の手続きや使用する文言は、わかりにくいので、利用者の側に立った、わかりやすい言葉で広報や業務を行っていただきたいと思います。

A なるべくわかりやすく、理解して頂きやすいよう努めたいと思います。

Q 公的年金受給者が、亡くなった場合は。

A 年金側から死亡により、給付の停止の情報が来ますので、対応可能です。

### 3 その他

平成20年度情報公開及び個人情報保護制度運用状況について事務局より説明をした。

### 4 閉 会